

第 40 号議案

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについての議案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年 11 月 18 日

滋賀県教育委員会

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについての議案に関する意見について

格別の意見はない。

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについて

下記の者が滋賀県を相手方として、訴訟を提起した損害賠償請求事件（大津地方裁判所
令和6年（ワ）第249号）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規
定に基づき、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求め
る。

1 和解の相手方となる者

元県立伊吹高等学校生徒

2 和解の要旨

- (1) 滋賀県は、原告に対し、プライバシーの侵害により心情を傷つけたことを謝罪する。
- (2) 滋賀県は、原告に対し、今後、個人情報の取り扱いに関する手引きの職員への周知や
個人情報保護に関する職員研修の実施により、生徒の個人情報を不当に開示することの
ないよう再発防止に努めることを約する。
- (3) 滋賀県は、原告に対し、本件に関する損害賠償債務として金35,000円を支払うこと
とし、同金員を令和7年1月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支
払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と滋賀県は、原告と滋賀県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの
ほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参 考)

令和6年1月5日滋賀県米原市朝日 302 番地滋賀県立伊吹高等学校において、同校
教員が、上記1に掲げる者が受けた小テストの採点結果を他の生徒に分かる形で学習支
援アプリにおいて開示したことにより、精神的苦痛を受けた上記1に掲げる者から、令
和6年4月19日に滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

その後、訴訟継続中のところ、令和6年10月18日大津地方裁判所から、和解の勧告
があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので、和解しようとするものである。